

新島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	人 2,415	千円 4,653,167	千円 241,082	千円 865,136	% 18.6	% 19.1

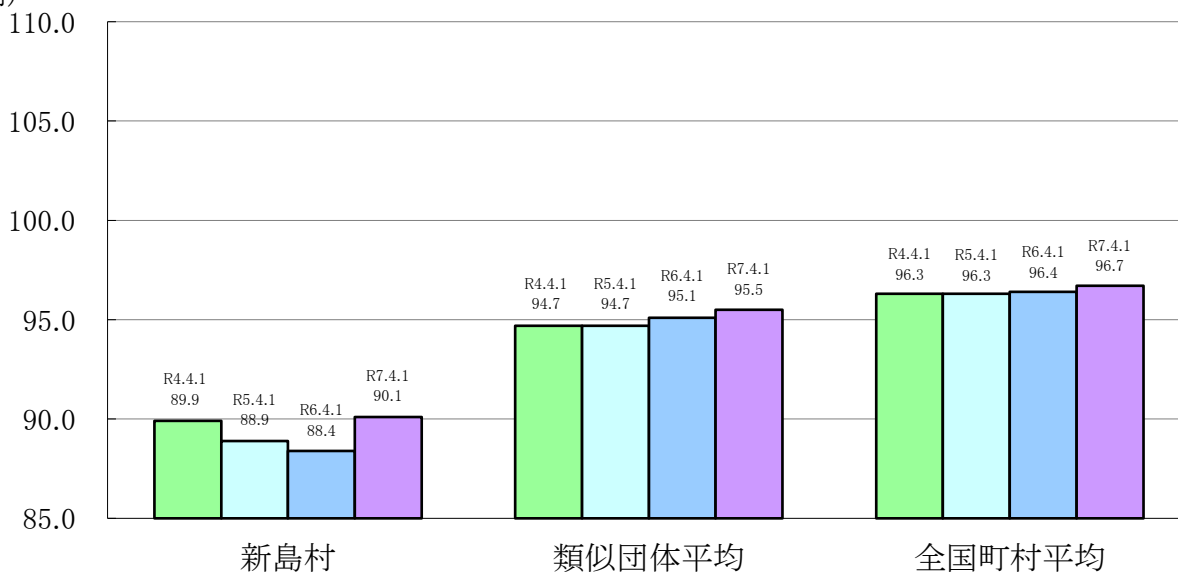
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)平均一 人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R6年度	人 87	千円 294,353	千円 50,182	千円 121,676	千円 466,211	千円 5,359	千円 5,693

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日【適用日】

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から5級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。

② 地域手当の見直し

[実施 未実施]

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、新島村においては8%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和8年4月1日時点は8%、令和8年4月1日からは10%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	16%	16%
新島村の支給割合	0%	8%	10%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (R7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新島村	43.4歳	296,540円	380,284円	346,429円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	309,914円	360,723円	341,455円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新島村	45.0歳	6人	252,650円	286,547円	284,665円	—	—	—	—
うち調理員	45.0歳	6人	252,650円	286,547円	284,665円	調理士	42.7歳	324,000円	0.88
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	47.5歳	2人	271,215円	306,241円	290,441円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新島村	—	—	—
うち調理員	—	4,273,000	—

※「平均給料月額」とは、R7年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
 ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において、明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当、通勤手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（R7年4月1日現在）

区 分		新 島 村	東 京 都	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	185,400 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（R7年4月1日現在）

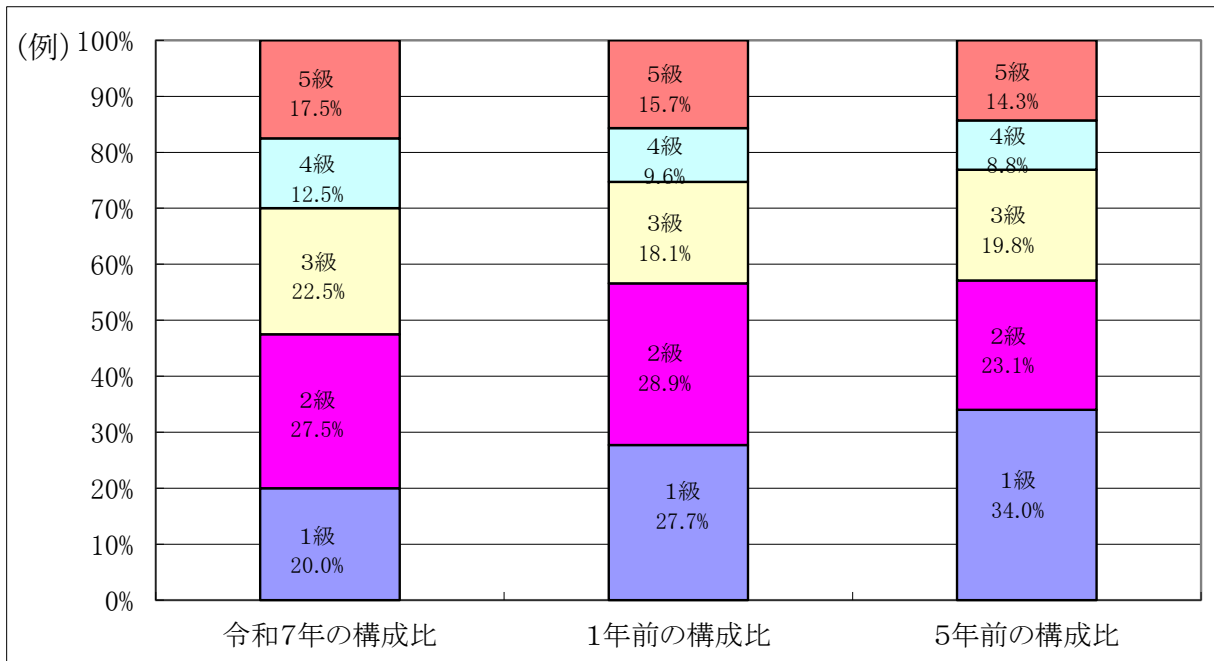
区 分		経験年数10～14年	経験年数15～20年	経験年数21～25年	経験年数26～30年
一般行政職	大 学 卒	264,900円	273,200円	320,500円	345,900円
	高 校 卒	248,500円	260,500円	283,900円	365,700円
技能労務職	高 校 卒	235,000円	246,300円	282,600円	296,700円
	中 学 卒	—	—	—	209,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

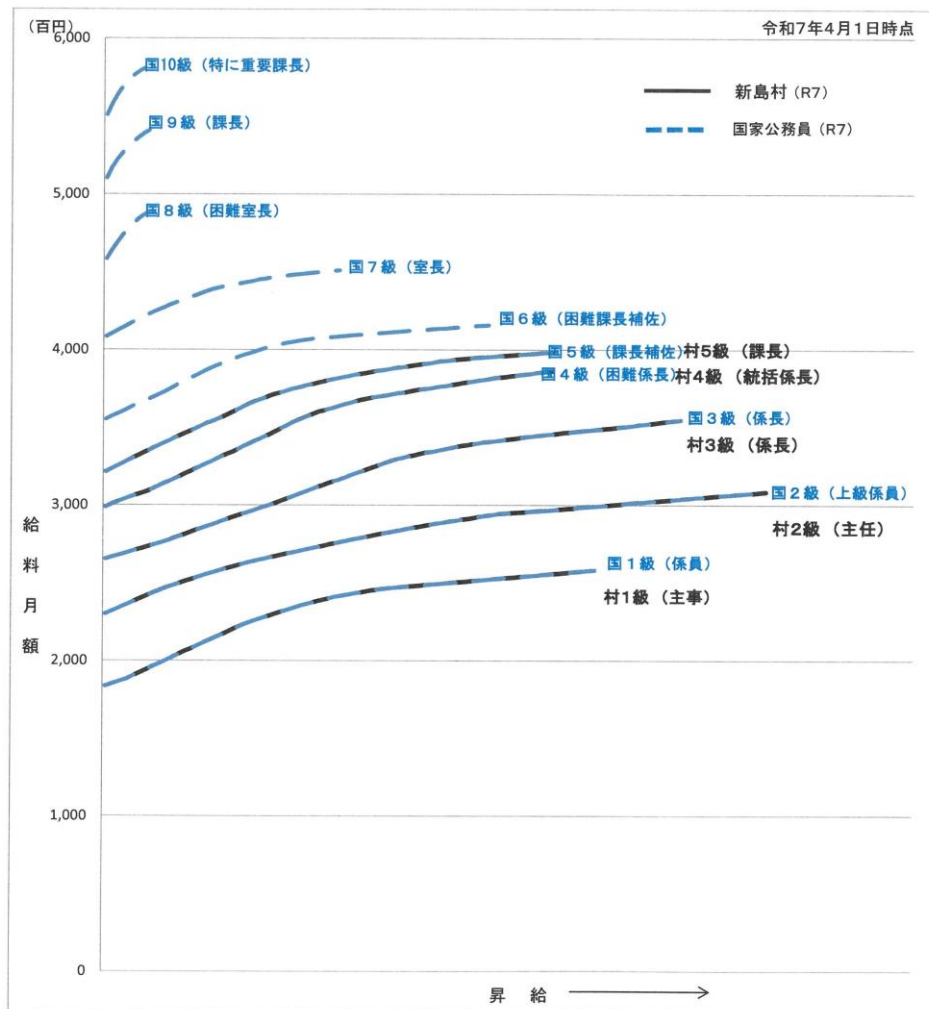
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（R7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
5 級	課長・室長・支所長 事務長・事務局長・主幹	人 14	% 17.5	円 332,600	円 409,000
4 級	統括係長	人 10	% 12.5	円 309,800	円 396,500
3 級	係長・主査	人 18	% 22.5	円 276,300	円 364,200
2 級	主任	人 22	% 27.5	円 242,000	円 316,800
1 級	主事	人 16	% 20.0	円 195,800	円 268,300

- (注) 1 新島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（新島村）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新島村	東京都	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,406千円	1人当たり平均支給額(6年度) 2,053千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.35月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～10% ・管理職加算 10～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（新島村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				

	標準、下位の成績率			
	標準の成績率のみ（一律）		○	○
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

(2) 退職手当（R7年4月1日現在）

新 島 村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
勸奨・定年退職については調整額加算あり その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 割増率2～45%		
1人当たり平均支給額(自己都合)		2,662千円			
1人当たり平均支給額(勸奨・定年)		17,470千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（R7年4月1日現在）

新島村は対象地域がないため支給なし

支給実績（R6年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		－千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
－	0%	－人	0%

(4) 特殊勤務手当（R7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		4,282千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		97,318円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		38.6%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（R6年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱従事者手当	技師	放射線照射業務に従事したとき	122千円	月額10,200円
夜間看護手当	看護師	午後10時から午前5時までに看護等業務に従事したとき	48千円	日額3,000円
夜勤手当	看護師	午後10時から午前5時までに深夜夜勤業務に従事したとき	2,220千円	日額6,000円
伝染病防疫作業手当	一般職・看護師	伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患	299千円	作業1日につき500円

		者の救護に従事した職員等		
オンコール手当	一般職・看護師	式根島に勤務する職員が勤務時間外におけるオンコール待機に従事したとき	1,353千円	平日1,500円 休日2,500円
有毒薬品取扱手当	簡易水道職員	簡易水道事業において、塩素滅菌作業に従事した職員	46千円	日額290円
死体処理手当	看護師	直接死体の処理に従事したとき	21千円	1件1人につき 1,000円
特殊自動車等運転手当	一般職	特殊自動車及び大型自動車の運転業務に従事したとき	32千円	30km以上 1,000円 30km未満 500円
年末年始勤務手当	一般職・看護師	年末年始の日に勤務したとき	141千円	3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	31,989千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	281千円
支給実績（R5年度決算）	33,543千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	292千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（R6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（R7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者3,000円 子11,500円 その他の扶養親族6,500円 15歳から22歳の子について 1人5,000円加算	同		11,668千円	238,122円
住居手当	賃貸住宅（支給限度額） 28,000円	同		750千円	150,000円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通用具使用者通勤距離5km以上10km未満4,200円 規則で定める地域（若郷等） 7,100円	異	支給額が異なる	596千円	85,142円

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 宿直 4,400円 日直 2,200円	異	支給額が異なる	2,671千円	65,146円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 59,500円 主幹 40,000円	異	支給対象者、支給割合が異なる	9,282千円	714,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 6時間以内 8,000円 6時間以上 12,000円	同		846千円	76,909円

5 特別職の報酬等の状況（R7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	村 長	650,000円 ()円	(参考) 類似団体における最高/最低額 814,000円/457,500円		
	副 村 長	580,000円 ()円	651,000円/440,000円		
報酬	議 長	250,000円 ()円	360,000円/140,000円		
	副 議 長	190,000円 ()円	320,000円/115,000円		
	議 員	170,000円 ()円	300,000円/100,000円		
期末手当	村 副 村 長 長	(R6年度支給割合) 3.45月分			
	議 副 議 長 長 員	(R6年度支給割合) 3.45月分			
退職手当	村 副 村 長 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		650,000円×在職年数×4.0 580,000円×在職年数×3.0	10,400,000 6,960,000	任期毎 任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

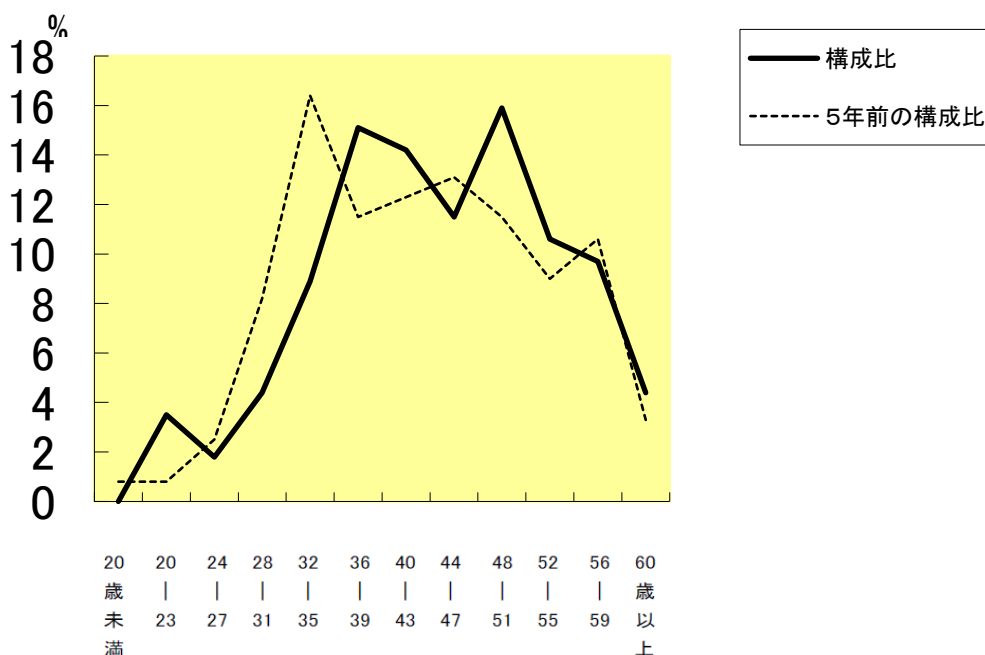
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	職員 の 退 職 に 伴 い 2 名 減 人事異動に伴い1名減 人事異動に伴い1名増 職員 の 退 職 に 伴 い 1 名 減 職員 の 採 用 に 伴 い 1 名 増
		総 務	33	31	▲ 2	
		税 務	3	3	0	
		労 働	1	1	0	
		農 水	6	5	▲ 1	
商 工		2	3	1		
土 木		4	4	0		
民 生	18	17	▲ 1			
衛 生	9	10	1			
	計	77	75	▲ 2		
	教 育 部 門	10	10	0		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	87	85	▲ 2		
公 営 企 業 計 等 部 門	診 療 所	19	20	1	職員 の 採 用 に 伴 い 1 名 増	
	水 道	2	2	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	27	28	1	1 名 増	
合 計		114 [135]	113 [135]	▲ 1	1 名 減	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (R7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 4	人 2	人 5	人 10	人 17	人 16	人 13	人 18	人 12	人 11	人 5	人 113

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	84	84	81	81	77	75	▲9(-10.7%)
教育	9	8	8	8	10	10	1(11.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	93	92	89	89	87	85	▲8(-8.6%)
公営企業等会計計	29	28	28	26	27	28	▲1(-3.4%)
総合計	122	120	117	115	114	113	▲9(-7.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。